

非常勤職員（非常勤看護師）の募集について

内閣府大臣官房厚生管理官室では、非常勤職員（非常勤看護師）の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府非常勤看護師

2. 業務内容

看護師業務及び医療事務等

3. 職務内容

- (1) 内閣府における外来看護業務（内科、歯科、メンタル相談室）
- (2) 健康指導、健康診断業務の看護支援
- (3) 医療事務、受付事務、カルテの整理などレセプトコンピューターを用いた事務等

4. 募集人数

若干名

5. 募集対象

- (1) 看護師資格を有する方
- (2) 看護業務及び医療事務の実務経験を有する方
- (3) 基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

- (1) 採用予定日

令和8年4月1日

- (2) 雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（採用後、1ヶ月間は条件付採用期間）

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

内閣府の規定に基づき支給されます。

(1) 日給

14, 550円～17, 380円（職務等経歴による）

※上記の金額は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合があります。

(2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

通勤手当（給与法及び人事院規則の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）、住居手当（支給要件を満たす場合、毎月の家賃額に応じて月額28, 000円以内）

(4) 超過勤務手当

勤務実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。（年2回（6月及び12月））

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務条件

(1) 勤務時間

①午前8時30分～午後5時15分

②午前9時30分～午後6時15分

（勤務時間は一定期間毎に①又は②に変更あり）

（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）

（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり）

(2) 休暇

・年次休暇10日（採用日に付与。再採用時に繰越可。）

- ・夏季特別休暇3日間（7月～9月の間に取得可能。）

12. 勤務地

内閣府診療所

東京都千代田区永田町1-6-1 合同庁舎第8号館

<所在地地図>



13. 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可、写真貼付）
- ・職務経歴書（過去にどのような業務をしていたかがわかるもの）
- ・看護師資格を確認できる書類（写し）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「**非常勤職員（看護師）募集書類在中**」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房厚生管理官室総務・宿舎係 宛

(4) 提出締切り

令和8年2月13日（金）必着

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切とさせていただきます。

14. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接（書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うことになった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

2月20日（金）までに上記連絡がない場合には、書類審査が不合格となりますので御了承ください。）

※応募書類は原則返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしておりますので、取得手続きをあらかじめしていただくことになります。

15. 問合せ先

内閣府大臣官房厚生管理官室総務・宿舎係 青木

電話 03-3581-2825